

愛知医療学院大学 倫理委員会規程

第1条 愛知医療学院大学に倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、本学における次の各号に該当する研究、調査の適否に関して、審査を行うものとする。

- (1) ヒトを対象とした基礎的および応用研究
- (2) ヒト組織・細胞に関する研究
- (3) ヒトを対象とした社会学的研究（アンケート調査を含む）（附則において別に定める）
- (4) 動物または、動物組織・細胞を使った実験（附則において別に定める）

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) リハビリテーション医学の観点から研究を総合的に審査するために必要な優れた知験と経験を有するもの 若干名
- (2) 倫理面、法律面および社会面から研究を総合的に審査するために必要な優れた知験と経験を有するもの 若干名
- (3) その他学長が指名した者

2 前項第1号の委員は教授、准教授、講師とし学長が任命する。前項第2号の委員は教員以外とし、学長が依嘱する。

3 委員は、自らが実施／参加する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることができない

4 委員の任期は1年とし再任はこれを妨げない

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

第5条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

第6条 委員会の審査の判定は、出席した委員の過半数をもって決定する。

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

第8条 委員会の組織、審査内容、結果については、個人のプライバシーまた研究の独創性を侵害するおそれのあるときは、求められても公開しない。

第9条 委員会の審査・判定結果を受けることを必要と判断した研究者は、研究実施に先立って申請書を本学事務局を通じて、委員長に提出しなければならない。

第10条 委員長は最低年1回、加えて必要に応じ随時、委員会を招集する。

第11条 本委員会の英米語表記は Aichi Medical College for Physical and Occupational Therapy Ethics Committee とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。